

業 務 仕 様 書

1 件名

令和8年度ポータルサイト IT PLACE えひめ運営・管理業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務目的

あらゆる分野でDXの必要性が叫ばれる中で、将来、中核的な役割を担っていくデジタル人材の確保が喫緊の課題となっているが、全国的にIT人材が不足している状況が続いている。

このような状況の中で、愛媛県の「あたらしい愛媛の未来を切り拓くDX実行プラン」では、産学官が連携しながら、IT人材を含めたデジタル人材の教育、育成、誘致に取り組み、その人材を基盤として、IT産業の振興や県内産業のDX、県外IT企業等の誘致を強化することとしており、令和4年度には、これら県の取組みを総合的に発信するポータルサイト「IT PLACE えひめ」を構築し、公開以降、デジタルマーケティングの手法を活用した効果的なプロモーション活動等の展開により、認知の拡大を図っているところである。

本業務は、「IT PLACE えひめ」の運用・保守管理と更なるコンテンツの充実を図り、効果的な情報発信を通じて、IT人材を含めたデジタル人材の確保や県外企業の誘致につなげることを目的とする。

4 業務概要

受託者は、愛媛県の「あたらしい愛媛の未来を切り拓くDX実行プラン」やIT人材を含めたデジタル人材の教育、育成、誘致の取組みに加えて、県内外の人材の動向等を十分に理解した上で、「IT PLACE えひめ」の運用・保守管理、既存コンテンツの更新、新規コンテンツの追加のほか、デジタルマーケティングの手法を活用したプロモーション活動の展開により、総合的な情報発信を行うこと。

なお、本業務の具体的な実施内容については、企画提案のあった内容を基に県と協議の上、別途委託契約書に定める「業務計画書」として決定するものとする。

また、本業務は、別記1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に基づき実施すること。

5 ターゲット

日本国内、特にIT人材を含めたデジタル人材やIT企業等が集中している首都圏・関西圏等に在住している者を主なターゲットとする。

なお、ターゲットの具体的な内容については、受託者が各種現状分析を行い、これらを基礎資料として、本県と受託者で協議の上、決定するものとする。

6 委託内容

(1) ウェブサイトの運営・保守管理

① 基本的な業務

- ・委託業務の完了まで「IT PLACE えひめ」の運営管理、保守管理を行うこと。
- ・必要に応じてポータルサイトのページ追加やコンテンツの追加等、必要な改修作業を行うこと。
- ・言語は日本語とすること。

② 「IT PLACE えひめ」の運用管理

- ・予算の範囲内で対応可能な機能の追加や既存コンテンツの改修、テキストの修正等、必要な作業を実施すること。
- ・ユーザーからの各種問い合わせに対応すること。
- ・ユーザビリティ、アクセシビリティに配慮し、ウェブサイト訪問者の回遊性の高い構造となるよう、ユーザー目線での導線設計に配慮すること。

③ 各種タグの取得・設定

- ・Google タグマネージャー及びGoogle Analyticsを導入し、ウェブサイトの状況について、目的の達成度合いを効果検証できる設定とすること。

④ 「IT PLACE えひめ」の保守管理

- ・本業務の委託期間において、ウェブサイトの保守を円滑に実施するため、電話、電子メール等による受付窓口を有した保守体制（サポート体制）及び連絡体制を整備するとともに、障害の発生時等において速やかな復旧作業対応を可能とする体制を保持しておくこと。
- ・定期的（最低月1回）に自動及び手動バックアップを行える体制を整備すること。
- ・障害が発生した場合に速やかにシステムを復旧でき、復旧するまでは一連の技術サポート（代替サーバーの手配やバックアップを用いたデータ環境の復旧など）を提供できる体制を整備すること。
- ・ドメインは、愛媛県の所有とし、愛媛県と協議の上、決定すること。
- ・サーバーは、外部のデータセンター（日本国内に所在し、当該データセンターの運用事業者は、当該データセンターを対象にISO27001又は同等の認証を取得していること）に設置されたセキュリティの高いサーバーを受託者が用意すること。また、当該サーバーは、インターネットと常時接続していること。
- ・サーバー又はサーバーとしての利用領域を第三者の利用領域と物理的又は論理的に分離すること。
- ・サーバー・システムの動作や運用、サーバー容量を常時監視できる体制を整備すること。
- ・以下のセキュリティ要件を満たしていること。
 - ア. 受託中に知り得た個人情報とは適正に管理し、決して漏えい、不正使用を行わないこと。当該契約が終了した後においても同様とする。
 - イ. 外部からの不正アクセスやデータ改ざん等の悪意ある攻撃を受けないよう、対策を講じること。また、OSの脆弱性を解消するために、常に最新のセキュリティーパッチを適用すること。
 - ウ. セキュリティ対策の作業手順（報告ルール等）を定め、不正アクセス等の異常が検知された場合は、速やかに愛媛県に報告し、対策を講じること。

- ・ログイン ID 及びパスワードによるアクセス制限は、以下の全ての項目について対策を徹底し、パスワードを強固な文字列（大小文字、数字及び記号をランダムに組み合わせて、最低8文字以上）にするとともに、継続的に短い周期（最低でも年1回以上）でパスワードを変更すること。
 - ア．サーバー自体の管理機能（ウェブ画面等）
 - イ．ウェブコンテンツ更新機能（ウェブ画面）
 - ウ．サーバー管理上、有効化している全ての接続機器
- ・ウイルス対策ソフトウェアをサーバーに導入し、リアルタイム検索を実施すること。
- ・サーバー上の不必要なサービスを停止するか、通信ポートを遮断すること。
- ・サーバー提供事業者、愛媛県等が提供する最新のセキュリティ情報を定期的に確認すること。
- ・ウェブサーバーに対するコンテンツ更新元の端末機、及び遠隔でサーバーの管理操作をする端末機には、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、リアルタイム検索を実施すること。

⑤ 公開

- ・機能改修やコンテンツの追加に当たっては、ターゲット市場の傾向やコンテンツの季節性、社会情勢、プロモーションの実施時期等を踏まえて、最適な時期を設定して公開すること。
- ・Google Search Console でのクロール設定など、検索エンジンの SEO 対策を実施すること。

⑥ 動作確認

- ・スマートフォン、タブレット及び PC による動作確認を、通信回線速度環境を十分に考慮した上で実施し、各デバイスに最適化された表示がされることを確認すること。
- ・動作確認等に必要な機器は受託者において準備し、テストを円滑に行える環境を整備すること。
- ・スマートフォン、タブレットについては、iPhone、iPad、Android 系端末等において動作確認を行うこと。
- ・PC の利用者側の端末性能については、一般的な性能を有する端末において支障なく利用できることを確認すること。
- ・OS、ブラウザについては一般的に普及している OS (Windows、MacOS 等)、ブラウザ (Edge、Safari、Google Chrome 等) により支障なく利用できるものとする。

⑦ 機能拡張

- ・県が実施する令和8年度えひめデジタルスキルカテゴリー構築業務で作成したデジタルコンテンツまたはツールを「IT PLACE えひめ」上に掲載または作動させることを想定すること。

⑧ その他

- ・作業工程ごとに愛媛県の確認を受けながら作業を進めること。
- ・愛媛県が管理・運営するウェブサイトに掲載されている写真等を活用する必要がある場合は、愛媛県と協議の上、既存データ等を取得することを認めることとするが、受託者はこれら素材の内容を精査し、必要に応じて本業務内でより訴求力のあるものを用意すること。
- ・記事等の校正について、原則として受託者の責任校正とする。

(2) コンテンツの作成業務

① 基本的な業務

- ・「IT PLACE えひめ」のデザイン等を踏まえて、本サイトの魅力をさらに向上させる追加の記事コンテンツの制作を行い、適切な時期にサイトに掲載すること。
- ・既に掲載されている IT 企業情報の最新情報への更新と新規企業の追加掲載を行うほか、求人ニーズの掘り起こしについても行うこと。
- ・コンテンツの制作にあたっては、上記 5 で設定したターゲットを踏まえて最適なものになるよう留意すること。

② 記事コンテンツの制作

- ・本県でのデジタル人材確保や本県への企業誘致等に資する記事コンテンツを年間 12 本程度制作し、「IT PLACE えひめ」に掲載すること。
- ・制作する記事は、「U ターン・I ターン事例紹介」や「愛媛の企業紹介」のインタビュー記事の追加のほか、「IT PLACE えひめ」全体を俯瞰して、より本サイトの魅力を向上させる上で効果的な記事コンテンツについても企画し、制作すること。

③ IT 企業情報の更新等

- ・既に掲載されている IT 企業の情報について、定期的に掲載企業とコミュニケーションを取りながら、最新情報への更新、掲載情報のブラッシュアップを行い、充実させること。
- ・IT 企業等の求人情報の掲載にあたっては、愛媛の求人・移住総合情報サイト「あのこの愛媛」（管理運営：HR ソリューションズ株式会社）と連携等することとし、積極的な求人情報掲載に向けた求人ニーズの掘り起こしについても対応すること。
- ・新規掲載企業の掘り起こしについても適宜実施すること。

④ その他

- ・「IT PLACE えひめ」の魅力を向上させる新規コンテンツの作成や、既存コンテンツの改修に関するアイデアがあれば積極的に提案し、予算の範囲内で実施すること。

(3) デジタルマーケティングの手法を活用したプロモーション実施業務

① 基本的な業務

- ・「IT PLACE えひめ」の認知拡大の他、県が実施するデジタル人材育成・確保に係る施策の周知・利用者数の増加を図るため、デジタル広告等を活用したプロモーションを実施すること。
- ・広告のクリエイティブ（画像、動画等）については、「IT PLACE えひめ」のデザインや広告配信の目的を踏まえて最適なものを制作すること。
- ・広告プラットフォームは、ターゲットへの到達確度の高いメディアを選択して、目的に応じた最適な配信方法や配信回数を目安とともに企画提案することとし、愛媛県と協議の上、決定すること。
- ・選択したプラットフォームに広告を最適化するための動画、画像、コピーライティングの編集についても実施すること。

② 配信方法

- ・ターゲット層を踏まえた配信設定を行うこと。

- ・これまで愛媛県が蓄積してきたデジタル人材育成・確保推進業務やその他業務の広告配信結果等、各種リマーケティングリストを活用した配信についても実施すること。なお、当該リストのデータについては、契約後に提供するものとする。
- ・「Call-to-Action」等を活用して「IT PLACE えひめ」への誘導を図ること。
- ・動画を活用する場合は、興味関心層への的確なリーチを考慮し、スキップ対応可能な手法を取り入れる等工夫を行うこと。

③ 目標 KPI 等

- ・ウェブサイトの訪問者数は、広告経由で 10 万人を下限とし、目標 KPI（広告経由以外も含む。）を設定すること。また、「IT PLACE えひめ」の効果を検証する上で有効と考えられる計測可能な指標についても目標 KPI を設定し、成果を検証すること。
- ・その他独自に提案する内容があれば、その効果検証のスキームや目標 KPI を提示すること。
- ・目標 KPI で示した各種値を達成した場合も、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

④ 広告配信時期

- ・広告の配信時期については、最適なタイミングで配信するものとし、詳細については愛媛県と協議の上、決定すること。

(3) IT 人材や IT 企業等との関係構築

- ・IT 人材に対する情報発信にあたっては、IT 人材が情報収集に使用する IT 業界に特化したメディアとタイアップするなど、人材の確保に資する効果的な手法を企画提案し、愛媛県と協議の上、決定すること。
- ・本県への移住（転職を伴わない移住も含む）の相談があった場合は、愛媛ふるさと暮らし応援センター（愛媛県松山市）や NPO 法人ふるさと回帰支援センター（東京都千代田区）、ふるさと愛媛 Uターンセンター東京・大阪おしごと相談窓口（東京都渋谷区、大阪府大阪市）等の関係機関と十分に連携しながら、丁寧な相談対応を行うこと。

(4) 効果測定及び報告業務

① デジタルプロモーション

- ・最終的に STP 仮説やクリエイティブ・メディアプランを評価する視点で、ウェブサイトのアクセス分析を行い、提出すること。
- ・広告の表示回数、動画の視聴回数、視聴者の属性（年齢、地域、特性等）や動画等からのサイト誘導状況等を分析しながら、ターゲティングの変更、絞り込み等の改善策を愛媛県と協議の上、実施すること。
- ・広告配信完了後に、事業の結果分析及び今後の展開について改善提案を盛り込んだ分析結果報告書を、速やかに提出すること。

② 中間報告

- ・令和 8 年 11 月頃を目安に中間報告を行うこと。なお、具体的な報告時期や資料内容については、愛媛県と協議の上、決定すること。

③ 業務全体の改善提案

- ・IT 人材の本県への誘致促進に向けて、次年度以降の施策内容について、業務成果を踏まえた改善提案を行うこと。

(5) 留意事項

① 業務実施、進捗状況の報告等

- ・受託者は、本業務の実施に当たり、愛媛県会計規則、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令・条例等を遵守すること。また、県の信用を損なう行為や不名誉となる行為は絶対にしないこと。
- ・受託者は、進捗状況について、定期的に協議等の場を設け、報告を行い、円滑に遂行しなければならない。なお、協議内容については、速やかに議事録を作成して県と共有するとともに、業務従事者以外に知られることのないよう十分な対策をとること。

② 実施体制

- ・作業の円滑な実施と品質の確保を実現するために必要な体制を確実に整備すること。
- ・本業務における連絡窓口は一本化すること。
- ・受託者は、本業務の実施に当たり、十分な経験があり、以下の役割や能力を有する者を総括責任者として配置しなければならない。
 - ア．経費配分や要員配置など、本業務の遂行に必要となる受託者のリソースを調整することができること。
 - イ．コミュニケーション能力を有し、本業務の目標や解決すべき課題について、関係者間を調整し、県と円滑に合意形成できること。
 - ウ．リスクコントロール能力を有し、同種・類似の業務における実務経験から想定できるリスクと、顕在化した問題に対する対処ができること。
- ・本業務の従事者は、業務を的確かつ円滑に遂行できる知識、能力及び経験を有すること。
- ・県は、本業務の従事者について、業務の実施に著しく不相当と認められるときは、受託者に対して理由を明示して変更を求めることができる。

③ 著作権の取扱い

- ・受託者は、成果物等の全ての著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む。）について、検査完了をもって県に全て移転するものとする。
- ・受託者は、成果物等について、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・受託者は、成果物等に係る著作権者人格権を行使するときにおいても、県及び県の指定する者に対して、これを行わないものとする。
- ・成果物等の中に、すでに受託者が著作権を保有している著作物が含まれている場合は、当該著作物の著作権は、なお受託者に帰属するものとする。

④ 機密保持について

- ・受託者は、次の掲げる情報を本業務の遂行の目的以外に使用又は第三者に提示若しくは漏洩してはならないものとし、このために必要な措置を講ずること。なお、契約内容の履行目的以外の使用又は第三者に上記情報を開示する必要が生じた場合は、事前に県と協議の上、承認を得ること。契約終了後も同様とする。

- ア. 契約期間中に県が提示した一切の情報（公知の情報等を除く。）
- イ. 履行過程で知り得た一切の情報
- ウ. 納入成果物等に関する一切の情報
- ・受託者は、本業務の遂行の過程において県から入手した資料等については、管理台帳等により適切に管理し、複製しないこと。また、業務遂行上必要が無くなり次第、速やかに返却すること。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- ・本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

⑤ 業務の再委託について

- ・契約に当たり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、事前に再委託範囲及び再委託先等を県に提示し、県から承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。
- ・再委託範囲に個人情報の取扱いが含まれるときは、再委託先にも別記「個人情報取扱特記事項」を遵守させるとともに、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保すること。

(7) その他

- ・本業務に係る一切の経費（コンサルティング、調査・報告、交通費、宿泊費、各種データ費等）は、全て委託金額に含むこと。
- ・受託者が使用するオンライン会議等の実施に必要な設備及び機器（パソコン、カメラ、マイク等）は、受託者の責任と費用において準備すること。
- ・見積書や請求書において、「ウェブサイト運営・保守管理費」「コンテンツ作成費」「広告配信費」等を別立てで計上し、積算すること。
- ・契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料については、業務完了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- ・県は、受託者に仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合には、調査の実施を命じ、又は契約を解除し、若しくは損害賠償を請求することができるものとする。

7 成果物

(1) 提出物

- ・提出物は、以下のとおりとする。

No.	提出物	内容
1	業務概要説明書	業務目的、体制、連絡先、実施内容、実施計画、スケジュール等を記載したもの ※別途委託契約書に定める「業務計画書」に添付
2	業務実施報告	各業務の実施結果等をまとめた報告書
3	分析結果報告書	デジタルプロモーションについて、実施結果の分析結果を記載したもの
4	会議等議事録	本業務に係る会議及び打合せの議事録及び資料

- ・成果物のうち、テキストベースで作成したものは、Microsoft Word、Excel、

PowerPoint 形式又は PDF 形式による電子ファイルを提出すること。

(2) 提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 - 2

愛媛県経済労働部産業支援局産業人材課 デジタル人材グループ

T E L : 089-912-2506

メール : sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

(3) その他

- ・電子データについては、全てウイルスチェック対策ソフトにより検査した上で提出すること。
- ・提出物がウイルスに感染していることにより、県又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、信頼回復、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

8 疑義が生じた場合の取扱い

受託者は、業務の実施中に、本仕様書に定めのない事項が判明した場合、又は本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、速やかに県と協議し、双方合意の上で対応すること。

また、後日、その合意内容に疑義が生じないよう、受託者は議事録を作成し、速やかに県の承認を得ること。

なお、定めのない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。